

平成 1 8 年度

福島県環境審議会議事録

(平成 1 9 年 2 月 9 日)

1 日 時

平成19年2月9日(金) 午後2時00分開会 午後4時15分閉会

2 場 所

財団法人福島県建設技術センター7階 大ホール

3 出席者

(1) 審議会委員

煙山昭子 後藤忍 鈴木一 鈴木安利 瀧本チイ 中井勝己 中村玄正  
長澤利枝 羽田博子 引地宏 堀金洋子 和田佳代子 渡辺智衛  
以上13名(8名欠席)

(2) 事務局

生活環境部長 根本佳夫

(県民環境総務領域)

生活環境部政策監 藤原良一

生活環境部参事兼総務企画参事 松本茂

生活環境部企画主幹 小檜山均 ほか

(環境共生領域)

環境共生総括参事 長谷川孝

生活環境部参事兼環境活動推進参事 斎藤武宜

循環型社会推進参事 荒川実

環境評価景観参事 河津賢澄

自然保護参事 佐久間恒一

(環境保全領域)

環境保全総括参事 三瓶弘次

生活環境部参事兼一般廃棄物対策参事 渡辺日出夫

産業廃棄物対策参事 新妻敏彦 ほか

4 議事等(司会:渡辺主任主査)

(1) 生活環境部長あいさつ

福島県環境審議会の開催にあたりごあいさつを申し上げます。

本日は、委員の皆様には大変お忙しい中御出席いただき、誠にありがとうございます。

本日は3件の議題について御審議をお願いするものでございます。次第にございます、「水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型指定」につきましては第2部会において、「福島県環境基本計画の見直し」につきましては第1部会において、本審議会から付託を受けまして、これまで活発に御審議いただき案として取りまとめをいただいたものでございます。また、もう1つの議題であります「平成19年度水質測

定計画」でございますが、本県では全国第1位の水質を誇る猪苗代湖をはじめとして、水環境保全に積極的に取り組んでいるところでございます。この計画は県内の水環境の状況の把握と保全対策の基礎とするために、毎年策定・実施しているものでございます。

いずれも環境施策の推進、環境保全を図るうえで極めて重要な項目でございます。委員の皆様には貴重な御意見、御提言をお願い申し上げ、あいさついたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

## (2) 中村会長あいさつ

委員の皆様方には年度末のお忙しい中御出席いただき誠にありがとうございます。

地球規模から私たちの身近な生活空間まで健全な環境の保全は、21世紀の最大の課題であると考えます。福島県は豊かな自然環境に恵まれており、この恵まれた環境をより良いたちで未来の世代に引き継ぐことを審議する環境審議会の使命は益々大きいものと思います。

本日は、さきほど部長から御案内ありましたとおり3件の審議事項がございます。1つめが、「水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型指定について」でございます。これは、昨年12月の本審議会におきまして第2部会に審議が付託されまして1月26日の第2部会で答申に向けた案を引地部会長のもとで取りまとめていただいたものでございます。2つめが、さる2月2日付けで県より諮問がありました、「平成19年度水質測定計画について」でございます。最後に、「福島県環境基本計画の見直しについて」でございます。これは、昨年9月の本審議会におきまして第1部会に審議が付託されまして、3回にわたりまして第1部会で熱心に御審議いただきまして、最終的には1月31日の第1部会で中井部会長のもとで案を取りまとめていただいたものでございます。また、この3件とも事務局が御苦労いただいていることを感謝申し上げます。

本日の議題は極めて盛りだくさんとなっております。途中休憩を考えておりますが、16時30分終了を目途に審議を進めてまいりたいと思いますので、活発な御意見・御提言と審議への御協力をよろしくお願いいたします。

## (3) 議事

福島県環境審議会条例第7条第3項に基づく定足数に達していることから、本会議が有効に成立していることを確認し、議長（中村会長）が和田佳代子委員と渡辺智衛委員を議事録署名人に指名後議事に入った。

### ア 水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型指定について

#### 【引地第2部会長説明】

資料1-1～1-3、参考資料1-1に基づき、水域類型指定の案及び検討方法、類型指定をする15河川の概況等について説明した。

#### 【質疑等】

長澤利枝委員

資料1-1の表の水域類型の項に生物A、生物Bと記載されているが、これらは

どう区分されているのか。

引地第2部会長

生物A、生物特A、生物B及び生物特Bに分類されており、そこに生息している水生生物の生息状況の適応性により区分されている。

長澤利枝委員

流路の長さがそれぞれの河川で随分違うが、流路の長さは指定する水域類型と達成期間に影響があるのか。

引地第2部会長

長さだけではなく、細部まで考えるといろいろな要因がある。

影響を与える要因の一つとして、亜鉛の排出源となる事業所の有無や排出状況がある。水温によって生息する魚介類の状況も異なってくるので、温度にも影響される。また、浜に近いところは海流が逆流する可能性があり、その影響も考える必要もある。

鈴木安利委員

当議案の内容については、先日の第2部会の開催後に概要が新聞に記載されたが、読者から何か問い合わせはあったのか。

事務局（遠藤水環境主任主査）

特に問い合わせはなかった。

長澤利枝委員

15河川には漁業協同組合のある河川とない河川があり、ある河川においては、聞き取り調査を行い魚種の確認を行っているが、ない河川では聞き取り調査による魚種の確認が難しいと思われる。

漁業協同組合の存在は今後の指定水域の概況を把握するうえでプラスとなるのか、組合がある河川とない河川において得る情報の違いなどを聞きたい。

事務局（遠藤水環境主任主査）

水生生物に関するデータがまとまっているものはあまりなく、どのようにしてデータを収集するかという問題があるが、国の方でデータの収集の仕方の例を示しているので、基本的には同じ方法で行っている。

一つは既存文献調査であり、レッドデータブックや土木部が保管しているデータから収集した。その他に漁協がある河川については聞き取り調査によりデータを収集し取りまとめた。

長澤利枝委員

そのことは理解している。漁業協同組合があることで、今後の調査等に効果的なのか、組合がない河川においても十分に情報を得られるのか聞きたい。

事務局（遠藤水環境主任主査）

漁業協同組合があるのかどうかと水生生物の保全とは、直接的には関係ない。

亜鉛が、水生生物を保全するための環境基準項目となっているので、亜鉛に着目して対策を考えていくことになる。

引地第2部会長

時期により今回定める基準値を超過する値を検出している河川があるが、基準値を超過した場合は原因を調査し、事業所が原因であれば、その事業所に亜鉛の排出を抑制するよう協力を求めて、環境基準をクリアするようにしていく、また、事業所からの影響が出る前に対策が取れるように、毎年、事業場からの排水を調査していく方針である。

議長（中村会長）

この件については、第2部会で取りまとめた原案を本審議会の答申とすることとしたいが良いか。

各委員

異議なし。

イ 平成19年度水質測定計画について

【三瓶環境保全総括参事説明】

資料2、別添平成19年度水質測定計画(案)に基づき、計画策定にあたっての基本的な考え方及び計画案の概要について説明した。

【質疑等】

引地宏委員

トリハロメタン生成能についてであるが、水道水源に近いところで農家が堆肥を作ると、地下に浸透した水を通じて有機物が水道水源に流出し、塩素滅菌の過程でトリハロメタンが生成し、飲料水に問題が生じるのではないかと懸念されるが、どう考えるか。

事務局（遠藤水環境主任主査）

発生源対策ということでは、水質汚濁防止法等、関係法令に基づき必要な指導が行われており、県内のトリハロメタン生成能の状況については、「特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法」に定める指定水域に適用される基準を超えている地点はなく、現在、特に問題はないものと考えている。

事務局（新妻産業廃棄物対策参事）

補足申し上げる。トリハロメタン生成能とは、トリハロメタンそのものを測定するものではなく、水に塩素を吹き込んで、どれだけ生成するかを測定するものである。したがって、水の中の有機物の量が多ければ、当然トリハロメタン生成能の数値が大きくなる性格のものであることに留意いただきたい。

引地宏委員

直接トリハロメタンを測定するものだと思っていた。了承した。

和田佳代子委員

地下水の概況調査（有害物質使用等工場・事業場周辺調査）で測定項目が減ったと説明があったが、その理由について再度説明を求めたい。

事務局（三瓶環境保全総括参事）

調査対象の有害物質使用等工場で使用等している物質を調査項目としており、そ

れを積み上げた結果、18年度より項目数が減ったということである。

和田佳代子委員

その場合、工場で使用しなくなった物質は調査対象から除かれるのか。

事務局（新妻産業廃棄物対策参事）

過去に使用した実績がある項目は対象に入ってくる。使用が廃止された物質を調査対象から除くとか、使用を止めてから数年間は調査対象とするといったことではない。

堀金洋子委員

一昨日、本資料をいただいたが、これだけの量の資料を読むのは大変である。今後はもっと早く提示されるようお願いする。

私からは三点、質問をしたい。

水生生物保全に係る水質環境基準の類型指定に伴い、蛭田川で全亜鉛の測定回数を増やすとのことであるが、他の地点、例えば藤原川でも増やすことはできないのか。

公共用水域の測定月を見ると、会津で5、6、8月、浜通りで6、7月など、連続して測定しているところがあるが、間隔を空けて測定することはできないのか。

地下水の定期モニタリング調査で、18年度から新たに増加するものが6地点あるとのことだが、全く新規の調査地点が増えたということか、説明願いたい。

事務局（遠藤水環境主任主査）

蛭田川については年平均値では環境基準を満足しているものの、基準を上まわって検出される場合もあることから、測定頻度を増やすこととしたこととしたものである。他の河川については、基準を超過したことがなく、かつ値も低い水準で推移していることから、従来どおりの測定頻度としたものである。

公共用水域の測定時期についてであるが、周辺の工場等の污染源からの排出状況や河川の流況等によって定められているものである。

地下水の定期モニタリング調査については、18年度のメッシュ調査の結果、環境基準を超過した3地点（計画No138～140）、環境基準を超えてはいないものの検出された2地点（計画No93、176）、井戸水から臭いがすると通報があったことから、従来、定期モニタリングを行ってきた地区に追加して調査を行うこととした1地点（計画No156）が新規の調査地点である。

事務局（新妻産業廃棄物対策参事）

補足申し上げる。公共用水域の測定時期についてであるが、毎月1回（中小河川については季節ごとに）測定を行うのが基本であるが、会津などでは採水を行う職員の安全確保の観点から、冬季の調査を行っていない地点もある。

鈴木一委員

猪苗代湖の水質を把握するため、アルミニウムや溶解性鉄、硫酸イオンを追加するということだが、その背景について説明願いたい。

事務局（新妻産業廃棄物対策参事）

猪苗代湖には長瀬川、酸川から、アルミニウム、鉄が溶解した酸性の水が供給されるが、これらが猪苗代湖で中和され水酸化物の沈殿となる際、有機物も一緒に沈降するため、水質がきれいに保たれてきた。

近年、湖の中性化の進行とともに、CODの値も増加する傾向を示していることから、アルミニウム、鉄及び酸性の指標となる硫酸イオンについて調査することとしたものである。

長澤利枝委員

県の測定計画では対象水域、測定地点が決まっている。私の住む南相馬市原町区を流れる横川の源流（太田川の上流）のそばに、廃止された廃棄物の最終処分場があり、中に入ってみるとひどい悪臭がする。ここから川へ汚水が流れることはないのかと懸念される。他にも計画に載らない河川で汚染されていることがあるのではないか。県ではどう認識しているか。

事務局（新妻産業廃棄物対策参事）

最終処分場については立入調査等、適宜監視を行っており、現在のところ問題はないものと考えている。また、水利用の状況から、県では適宜、環境基準の類型指定を行い、また必要に応じて上乘せ、横出し規制を行って発生源の監視、指導を行っているところである。

長澤利枝委員

生活している住民サイドから見ると、細かな状況把握が抜けてしまうことがあるのではないかと懸念される。県内全域の河川の汚濁源について十分把握し、未然防止の観点から調査、指導を行うことをお願いしたい。

議長（中村会長）

只今の意見について、県として指導等よろしくお願いしたい。

なお、事務局から諮問された内容については、原案のとおり本審議会の答申として良いか。

各委員

異議なし。

ウ 福島県環境基本計画の見直しについて

【中井第1部会長説明】

資料3-1及び資料3-2に基づき、計画見直しの考え方、第1部会での審議の経緯及び見直しの主なポイントについて説明した。

【質疑等】

羽田博子委員

アスベストの問題について教えてほしい。

中井第1部会長

県の取組みということか。

羽田博子委員

そうである。

議長（中村会長）

それでは、事務局から回答をお願いします。

事務局（鈴木大気環境主任主査）

アスベストについてはアスベストを建材として使用している建築物の解体時に発生することが特に問題となっている。これに対応するために大気汚染防止法が改正され規制が強化されている。県でもアスベスト使用建築物の解体時に立入調査等を行い指導やアスベストの濃度測定を行っている。アスベストについては、大気環境基準が定められていないが、県では一般環境大気のアスベスト濃度を県内7か所で測定しており、その結果を県のホームページ等で公表している。今後もこのような取組みを進めていく。

議長（中村会長）

これは、（環境基本計画の内容というよりも）具体的な取組みに対する質問ということで良いか。

羽田博子委員

良い。

長澤利枝委員

同じくアスベストに関してだが、2、3日前の朝日新聞の1面にアスベストの国庫補助に関する記事が掲載されていた。記事には、都道府県によってはその補助が公共施設だけに利用されていて民間の建物には流れていかないという問題を提起する内容だった。福島県はそのようなことはないと思うがどうか。

事務局（三瓶環境保全総括参事）

自分もその記事を読んだ。実際にこの事務を行うのは環境部局ではなく住宅建築の部署であるがお答えする。その記事の内容としては、アスベスト除去に関する国の補助はあるのに都道府県の補助がないので、なかなか民間で使いにくいというものであった。こういった状況で17の都府県が県費補助を設けており、福島県は（民間の施設にも使いやすいように）県費補助を行っている。この補助がどのような状況で利用されているのかについては、今年度末にそれぞれの部署におけるアスベストの取組み状況を取りまとめる際に把握できると考えている。

羽田博子委員

もう1つアスベストに関する取組みについて質問して良いか。

議長（中村会長）

ここでは、環境基本計画の見直しを中心に審議していただきたい。県の環境行政全般に関する質問等は、議事終了後のその他の部分でお受けすることとしたいので、よろしくをお願いします。

では、環境基本計画の見直しに関することで何かあるか。

今回、第1部会での審議の過程でこれまでの環境指標の達成状況等について記載するなどわかりやすいものとなっている。特に、第1部会で熱心に議論を重ねた第4章の施策の展開部分について意見等があればお願いしたい。

意見等ないようなので、この福島県環境基本計画の見直しについては、第1部会で取りまとめた内容をもって本審議会の答申とすることとしたいが良いか。

各委員

異議なし。

議長（中村会長）

それでは、本日の議事3つについては、本質的な修正事項はなしということであったので、後日、私から知事への答申を行い委員の皆様へは答申書の写しを送付させていただきます。

エ その他

渡辺一般廃棄物対策参事からごみ減量化のための県の取組み（「うつくしま、ごみ減量化・リサイクル月間」キャンペーンキャラバン）を紹介し、エコバックを配付した。

以上で議事等終了